

# 小川町地域防災計画改定業務委託

## 仕様書

### 第1章 総 則

#### 第1条 業務名

小川町地域防災計画改定業務委託（以下「本業務」）という。

#### 第2条 目的

本業務は、災害対策基本法第42条に基づく小川町地域防災計画について、災害対策基本法等の関連法令の改正、近年激甚化する気象災害、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震等の災害リスク、令和6年能登半島地震の教訓並びに令和8年3月修正の埼玉県地域防災計画との整合を踏まえ、計画の抜本的な見直しを行うものである。

改定に当たっては、避難所環境の改善、避難所外避難者対策、被災者支援、情報収集、受援体制、復旧業務支援、ジェンダー視点を踏まえた避難所運営及び盛土等に伴う災害防止対策等を反映し、実効性の高い計画として整備することを目的とする。

#### 第3条 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

#### 第4条 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、以下の法令・通達・基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (5) 消防法
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (7) 大規模災害からの復興に関する法律
- (8) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律
- (9) 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- (10) 防災基本計画（中央防災会議）
- (11) 地区防災計画ガイドライン（内閣府）

- (12) 埼玉県地域防災計画(埼玉県防災会議)
- (13) 埼玉県水防計画(埼玉県水防協議会)
- (14) 埼玉県地域強靱化計画
- (15) 小川町国土強靱化地域計画
- (16) 避難所運営ガイドライン(内閣府)
- (17) その他の災害対策関係法令、指針、ガイドライン等

#### 第5条 対象範囲

本業務の対象範囲は、小川町全域とする。ただし、広域的な検討を要する場合は、隣接する市町村も対象とする。

#### 第6条 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合、その都度、発注者と受注者との協議のうえ業務内容を定めるものとする。

#### 第7条 貸与資料

発注者は、本業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与するが、受注者は、貸与品について責任をもって保管し、汚損等を生じさせないように十分注意するとともに、業務終了後速やかにこれを返却するものとする。

#### 第8条 完了

受注者は、業務完了届とともに成果品を提出し完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

#### 第9条 成果品の帰属

本業務において成果品等の一切の権利については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

#### 第10条 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納期：令和9年3月19日
- (2) 納入場所：小川町役場 防災地域支援課

#### 第11条 配置予定技術者

本業務は、防災実務の知見のほか、災害時の各種応急対策業務の実態の知見、近年の災害に応じた国での最新の知見、地域特性への配慮が必要なことから、以下に携わっている担当者を充てるものとする。

- (1) 地方公共団体における地域防災計画の策定・修正の担当実績を有する者

#### 第12条 業務実施要件

自治体において過去5年以内に地域防災計画改定（策定を含む）業務の実績（履行中のものを含む）を有すること。

## 第2章 業務概要

#### 第13条 業務概要

本業務の作業内容は、以下に示す項目である。

- (1) 計画準備
- (2) 資料の収集整理
- (3) 国、県等の地域防災計画に関する法令改正等の整理
- (4) 地域防災計画の改定における課題の整理・方針の検討
- (5) 地域防災計画素案の作成
- (6) 庁内・関係機関への意見照会の支援
- (7) 防災会議の開催支援
- (8) パブリックコメントの実施支援
- (9) 地域防災計画の作成とりまとめ
- (10) 打合せ協議

## 第3章 地域防災計画改定

#### 第14条 計画準備

本業務の円滑な進行のため、受注者は業務内容を十分に把握し、問題のないように作業項目を計画立案した業務計画書を作成し、それに基づいて町と協議し、発注者の承認を得て作業実施の体制を整える。

#### 第15条 資料の収集整理

現行の小川町地域防災計画及び埼玉県地域防災計画、その他必要な諸計画等の資料を国・県等の関係機関より収集整理し、作業に備えるものとする。

#### 第16条 国、県等の地域防災計画に関する法令改正等の整理

- (1) 災害対策基本法の改正内容や、国・県等の関係機関の防災対策に関する取組状

況、並びに水防法等の関係法令・各種通達・ガイドライン等の内容を踏まえるものとする。

(2) 埼玉県地域防災計画の内容を踏まえるものとする。

#### 第 17 条 地域防災計画の改定における課題の整理・方針の検討

(1) 第 15 条・第 16 条で収集・整理した資料等により、対象地域の防災体制及び防災・減災施策の現状を分析し、地域防災計画上の課題を提案する。

(2) 受注者は、(1)でとりまとめた課題について、地域防災計画改定にあたっての方針を作成する。

方針検討については、他地域の事例等を参考に対象地域の特性を考慮して合理的な方針を提案する。

#### 第 18 条 地域防災計画素案の作成

第 17 条で定めた方針を受けて地域防災計画素案を以下の点に留意して作成するものとする。

(1) 地域防災計画の目的、関連機関、法令との関係等を明確にするとともに、防災施策の理念、目標及び基本方針、町、県、公共機関、町民、事業者等の役割を明確にした業務大綱を整理するものとする。

(2) 主要改定項目や上位計画等に基づき、災害の発生を未然に防ぐため、ハード・ソフト面から応急対策の前提となる予防対策を整理するものとする。

(3) 職員の動員配備、災害対策本部の設置基準、情報収集・伝達、避難指示、消防・水防活動、避難・警戒体制等の災害時に必要となる応急対応を総合的、体系的に明らかにして、具体的な対策を整理するものとする。

#### 第 19 条 庁内・関係機関への意見照会の支援

受注者は、地域防災計画素案に対する庁内各部署や外部の防災関係機関の意見を聴取し、必要に応じて内容の調整を行う。

#### 第 20 条 防災会議の開催支援

(1) 受注者は、地域防災計画の改定に関する防災会議(3回予定)を円滑に実施するために必要な支援を行う。

(2) 支援内容は、会議資料の作成支援、会議への出席及び質疑応答の補助及び議事要旨を作成する。

#### 第 21 条 パブリックコメントの実施支援

受注者は、地域防災計画改定案に対するパブリックコメントを円滑に実施するために必

要な支援を行う。

なお、パブリックコメントの意見の集約は発注者が行い、受注者は意見回答案を作成する。

#### 第 22 条 地域防災計画の作成とりまとめ

パブリックコメントにおける意見等を踏まえて適宜追加修正を施し、最終的な庁内調整を行って地域防災計画をとりまとめる。

#### 第 23 条 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間 2 回、納品時の計 4 回を基本とするが、必要に応じて随時行うものとする。また、打合せ事項について受注者はその都度打合せ記録簿を発注者へ提出し、確認を行うものとする。

## 第 4 章 成果品等

#### 第 24 条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書（A4 版、簡易製本） 1 部
- (2) 小川町地域防災計画（本編）（A 4 版、並製本） 100 部
- (3) 小川町地域防災計画（資料編）（A 4 版、並製本） 100 部
- (4) 小川町地域防災計画（本編・資料編）の電子データ（word 形式および PDF 形式）  
を収録した CD または DVD 等の電子媒体 1 式